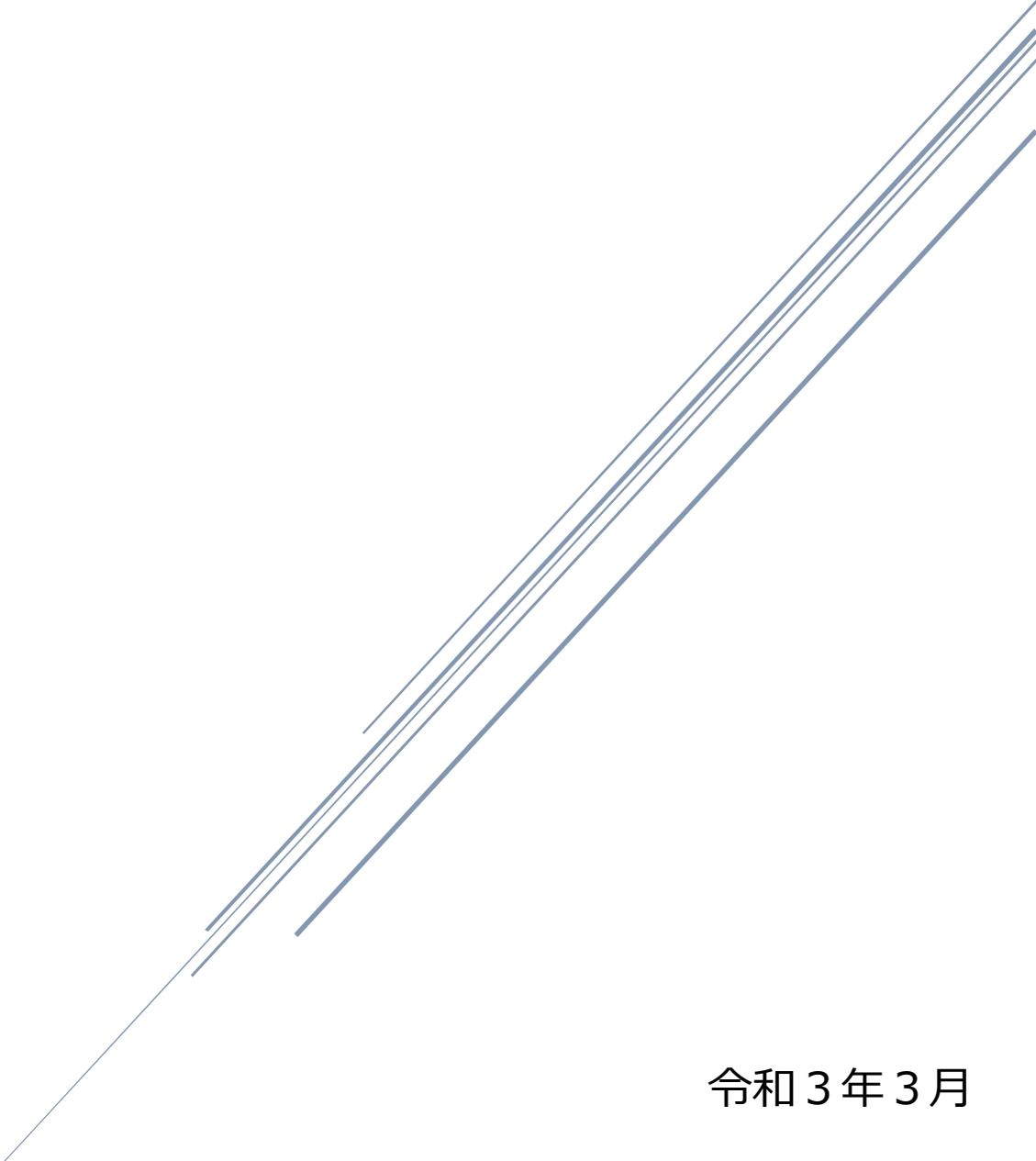


防府市漁業集落排水事業 経営戦略



令和3年3月

防府市 産業振興部 農林漁港整備課

団体名	山口県防府市
事業名	漁業集落排水事業
策定日	令和3年3月
計画期間	令和3年度～令和12年度

1 事業概要

本市の漁業集落排水事業は、野島漁港及び周辺水域の水質保全と、野島地区の公衆衛生の向上を目的に、昭和57年度より野島漁業集落排水処理施設の建設に着手し、昭和61年度に供用開始しました。

(1) 事業の現況

① 事業及び施設の概要

令和2年3月31日現在

区分	漁業集落排水事業
名称	野島漁業集落排水処理施設
所在地	山口県防府市大字野島
供用開始年月日	昭和61年4月1日
法適・非適の区分	非適
流域下水道への接続	無し
広域化・共同化・最適化の実施状況	地理的条件により実施無し
処理区域人口	84人
処理面積	8.6ha
処理区域人口密度	9.8人/ha
整備率	100%
計画処理人口	800人
計画処理水量	150m ³ /日
水洗化人口	80人
水洗化率	95.2%
排水処理施設	汚水排水管 延長3115.6m 排水処理設備
処理方法	回転円板接触法

② 施設使用料

本市の漁業集落排水施設使用料は、防府市漁業集落排水処理施設設置及び管理条例により規定しています。公共下水道と算定方法は同じで、基本使用料と超過使用料の二部料金制としており、汚水排水量により算定しています。

一般家庭用使用料	基本使用料 1,150 円/月 (10 m ³ まで) 超過使用料 135 円/m ³ (10 m ³ ~20 m ³ まで) 200 円/m ³ (20 m ³ を超えるもの) 消費税及び地方消費税は別途加算
業務用使用料	設定なし
その他使用料	設定なし
条例上の使用料 (*1) (20 m ³ あたり)	平成 29 年度 2,700 円 (税込) 平成 30 年度 2,700 円 (税込) 令和元年度 2,750 円 (税込)
実質的な使用料 (*2) (20 m ³ あたり)	平成 29 年度 4,483 円 (税込) 平成 30 年度 4,508 円 (税込) 令和元年度 4,586 円 (税込)

*1 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 m³あたりの使用料をいう。

*2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたものをいう。

③ 組織

職員数	3 人 (兼務)
事業運営組織	防府市産業振興部農林漁港整備課

(2) 民間活力の活用等

① 民間活用の状況

野島漁業集落排水処理施設の維持管理業務 (汚泥処理業務を含む)、電気保安業務、水質管理業務及び消防設備点検業務を民間に委託しています。

② 資産活用の状況

エネルギー活用や土地・施設活用については、特にありません。

(3) 漁業集落排水事業の現状分析

① 処理区域人口と有収水量の推移

本市の人口は、平成7年を境に減少傾向にあり、今後もその傾向は続くものと予測されています。漁業集落排水事業の処理区域である野島地区についても、供用開始時の昭和61年度には464人であった人口が令和元年度末には84人となり、さらに人口減少や高齢化が進むと予測されています。そのため、漁業集落排水処理施設の使用料収入に直接影響する水洗化人口や有収水量についても今後減少していくことが予測されます。

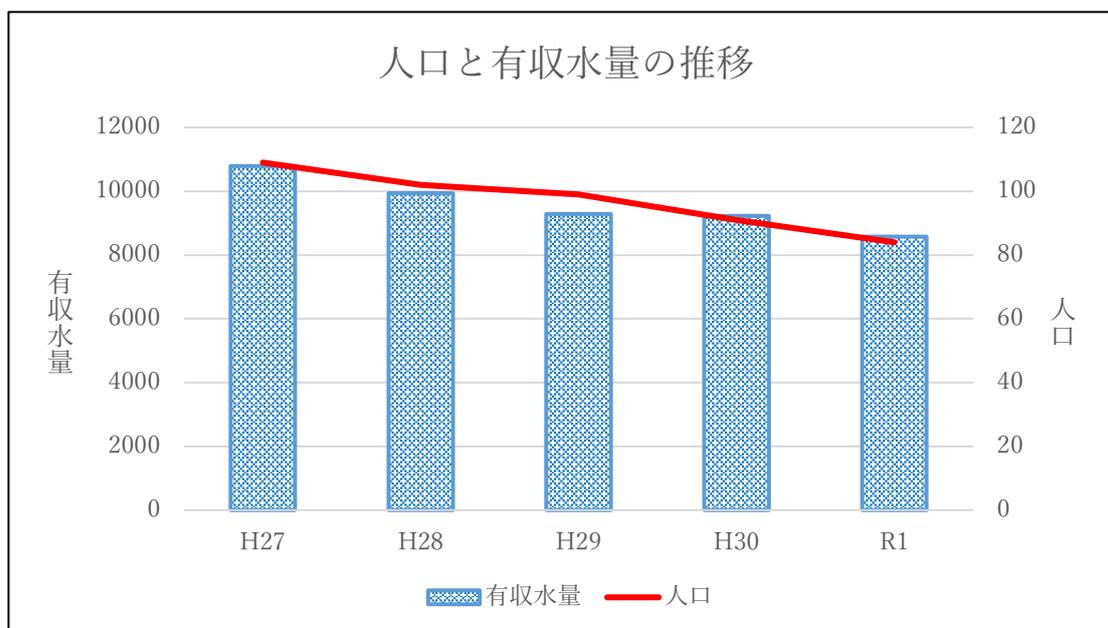
処理区域内（野島）の人口推移

年 度	H27	H28	H29	H30	R01
人口（人）	109	102	99	91	84

参考：防府市住民基本台帳

有収水量の推移

年 度	H27	H28	H29	H30	R01
有収水量（m ³ ）	10,796	9,941	9,289	9,229	8,576



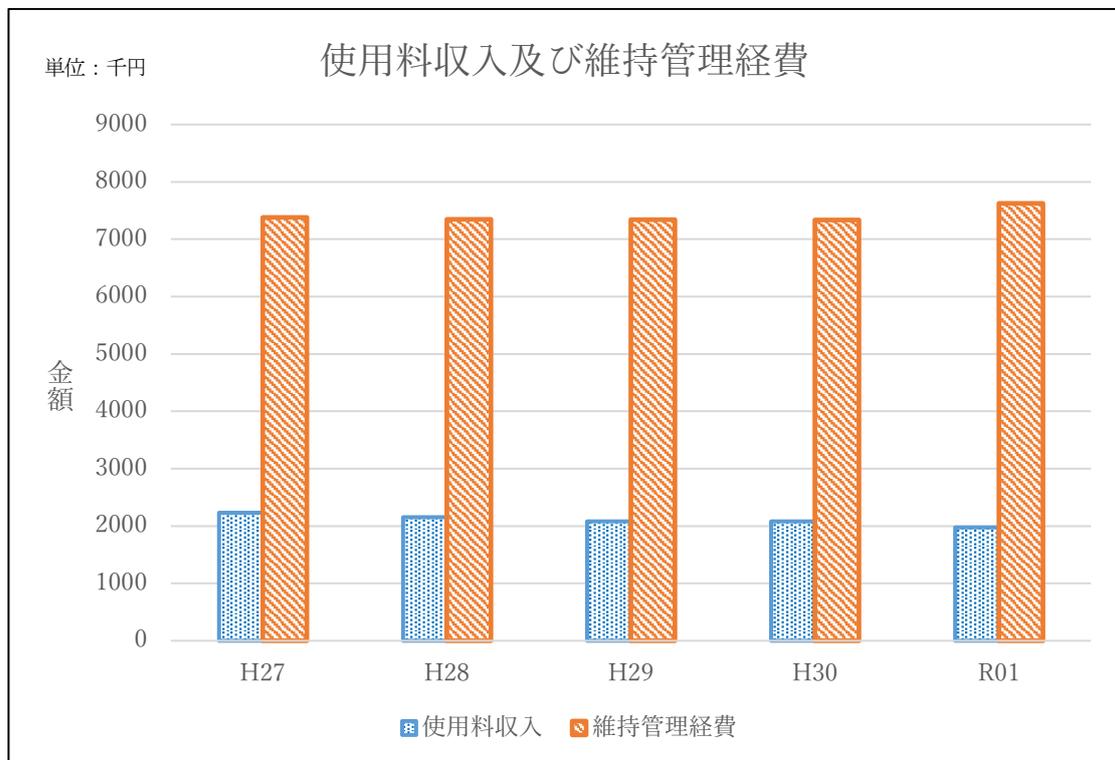
② 経営の状況

ア) 財政状況

歳入については、処理区域である野島地区の人口減少に伴い、主たる収入である漁業集落排水処理施設の使用料収入が年々減少しています。今後も野島地区の人口減少や高齢化の進行が予測されることから、使用料収入の減少傾向は続いていくと見込まれます。

歳出については、野島漁業集落排水処理施設の運営に必要な委託料や修繕料が主な経費となっています。現在、施設の老朽化が随所に見受けられており、今後、施設の修繕料が増加していくことが見込まれます。

年 度	H27	H28	H29	H30	R01
使用料収入 (千円)	2,234	2,153	2,083	2,081	1,967
維持管理経費 (千円)	7,380	7,345	7,342	7,338	7,626
経費回収率 (%)	30.3	29.3	28.4	28.4	25.8



③ 施設の状況

ア) 漁業集落排水処理施設の普及状況

野島漁業集落排水処理施設の整備は完了しており、令和元年度末の水洗化率は95.2%となっています。

イ) 施設の老朽化対策

野島漁業集落排水処理施設は、昭和61年に供用開始されてから、既に30年以上が経過し、施設の老朽化が随所に見受けられています。

施設の老朽化対策として、令和2年度に策定した長寿命化計画に基づき、計画的かつ効果的に施設の改築・更新を行います。

2 経営の基本方針

本市の漁業集落排水事業は、野島島民の衛生的で快適な生活環境を確保するとともに、周辺水域の良好な水質を保つため、今後も持続的、安定的に事業を実施していく必要があります。

このため、今後予測される人口減少や施設の老朽化に対して、施設の長寿命化計画に基づき、計画的に施設の改築・更新を行うとともに、施設の適正規模への見直しに向けて検討を行い、施設の維持管理経費の節減に努めます。

3 投資・財政計画

(1) 投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 投資についての説明

野島漁業集落排水処理施設は、供用開始から 30 年以上が経過しており、施設の老朽化が随所に見受けられているため、施設の修繕料等の増加を見込んでいます。

今後は、令和 2 年度に策定した施設の長寿命化計画に基づき、計画的に施設の修繕等を行うとともに、施設の適正規模への見直しを検討していく必要があります。

② 財源についての説明

主な収益的収入である使用料収入については、既に野島漁業集落排水処理施設の整備が完了していることや、処理区域内の人口減少や高齢化の進行が予測されるため、使用料収入の減少を見込んでいます。

今後は、施設の維持管理経費の節減を図るとともに、使用料の改定について、離島振興の観点も考慮しながら検討していく必要があります。

③ 投資以外の経費についての説明

委託費については、施設の維持管理及び設備の保守点検等を民間に委託しております。

職員給与費については、兼務職員のための配置であり支出していません。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後の検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

ア) 広域化・民間活力の活用等に関する事項

野島漁業集落排水処理施設は、離島に設置してある施設であり、島内で汚水処理を完結しているため、広域化は困難であると考えています。

民間活力の活用については、事業規模が小さいことから検討していません。

イ) 投資の平準化に関する事項

野島漁業集落排水処理施設は、供用開始から 30 年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいるため、令和 2 年度に策定した施設の長寿命化計画に基づき、計画的に施設の修繕を行うことにより投資的経費の平準化に努め、施設の維持管理経費の節減を図ります。

また、現在の施設の処理能力は、処理区域内の人口に対して過大となっているため、現在の施設を継続使用する場合と、人口規模に応じた施設へ更新した場合の比較検討を行います。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

ア) 使用料の見直しに関する事項

使用料については、本市の下水道使用料と同じ水準にしており、平成 11 年 10 月に改定して以降、消費税率の変更によるもの以外の改正はしていません。

本市の漁業集落排水事業は、離島という特殊な地理的要因にある集落に対する事業であるため、離島振興の観点も考慮しながら下水道使用料の水準に合わせて使用料の見直しを検討します。

イ) 資産活用に関する事項

野島漁業集落排水処理施設は、排水処理施設と管路のみであり遊休資産はありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

ア) 職員給与費に関する事項

今後も兼務職員のための配置とし、職員給与費は支出しないこととします。

イ) 修繕費に関する事項

令和 2 年度に策定した施設の長寿命化計画に基づき、計画的に施設の修繕を行い、投資的経費の平準化に努めます。

ウ) 委託費に関する事項

現在行っている施設の維持管理等の委託について、引き続き民間に委託します。

エ) その他の取組に関する事項

漁業集落排水事業の現状や財務状況等の情報を公開し事業の周知に努めます。

4 事後検証、更新等に関する事項

経営比較分析表を活用しながら、評価・検証を随時行い、中間期である令和7年度に見直しを行います。